

国による主な推進施策・・・・・・・・

ノンフロン冷凍冷蔵庫の普及促進のために 様々な制度が整えられています。

1) ラベルによるノンフロン機器の表示

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、家庭で使用される機器のうち省エネ基準を設定された機器には、一般消費者に対して省エネ性能を分かりやすく情報提供する「統一省エネラベル」が使われています。このラベルには、省エネルギー情報（省エネルギーラベリング制度、多段階評価制度、年間の目安電気料金等）とともに、ノンフロンマークが組み込まれており、ノンフロン機器かどうか、このラベルでわかります。



2) 政府機関による率先購入

政府機関に環境により良い製品を購入することを義務付ける「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、政府機関が家庭用冷凍冷蔵庫を購入するときは、以下に示す「判断基準」に従った家庭用冷凍冷蔵庫を買わなければなりません。また、「配慮事項」とは、義務付けではないものの、できるだけこの事項に配慮して購入すべき内容です。

グリーン購入法における電気冷蔵庫等の判断基準と配慮事項（抜粋）

判断基準	① 略
	② 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	③ 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。
	④ 略
配慮事項	① 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
	②～⑤ 略

出典：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月5日一部変更閣議決定）より

私たちが毎日使う冷蔵庫。特に、小型の家庭用冷蔵庫や冷凍庫を購入するときには、地球温暖化防止効果をさらに高めるため、省エネ性能に加え、ノンフロン製品であることを確認することが大切です。